○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の四〇
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二〇
第四条第二号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の一〇
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の三〇
	別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二五
	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の三〇
［略］	［略］	［略］

改正前

別表第三（第十条関係）

特定分別基準適合物	業種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の三〇
	［略］	［略］
	別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五
第四条第二号に規定する分別基準適合物	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の五
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の二五
	別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二〇
	［略］	［略］
	別表第二の二の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］	［略］